

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成28年4月28日（平成28年（行情）諮問第341号）

答申日：平成28年7月4日（平成28年度（行情）答申第175号）

事件名：特定税務署が保有する行政文書ファイル管理簿に記載の特定識別番号に該当する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる6文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年12月7日付け特定記号第2379号により、特定税務署長（以下「処分庁」という。）が行った本件対象文書の一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その一部の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によれば、おおむね次のとおりである。

（1）審査請求書

対象文書の対象事業年度終了日について、「異議審理表（課税関係）」の頁にH23・6・30と明記されている。申告納税制度が法定されている現行税制において、申告期限は早くとも8月31日である。異議申立書には、原処分記載日が7月22日とされ、原処分は更正・決定ではなく、その他と記載されている。（なお、税法上事業年度が短縮される場合には6月30日以外の日付が記載されていなければならない。）

このとおりであれば、申告期限が到来せず、申告もされていない納税者に処分がなされたことになる。消費税届けに係る却下処分であれば、早期の届け出日期限に比べ、処分通知日が遅すぎる。消費税届けに係る処分であれば、処分理由は限定され、法人名が記載されない本件対象文書において、法人の利益を害することはあり得ない。

異議申立書の形式審理表の8の（1）には記載不備事項について「原処分庁」と記載され、異議申立人には、記載不備事項がないと読める。

また、異議申立書（処分用）には、特定税務署名と○がコンピュータ

印字されているが、特定税務署は手書きである。異議審理表の2枚目の適用がないとの表現からは、却下のはずだが棄却すると記載されている。そして、異議申立書の形式審理表には7つの○が記載され、全体としても適法とされている。

いずれにせよ、奇妙な異議申立てであり、文書を切り貼りした可能性があると考えている。

開示を求める部分は特定法人の利益を害するものではなく、原処分庁の処分にかかる記載を主としている。

(2) 意見書

諮問庁の理由説明書の別紙1のNo. 3に該当する部分には記載がないのに3を除く付番が付けられている。それに対して別紙2には1から12まで連番が付けられている。

諮問庁は理由説明書の別紙1の3に該当する部分が単に番号の付け間違いなのか一項目記載を漏らしているのか早急に連絡通知する必要がある。

ア (略)

イ

(ア) 理由説明書によれば、諮問庁は3枚目の2行目から7行目までは今回の意向表明によっても開示しないとしている。審査請求人は、法人名を特定しない上での開示請求であり7行の中には、法人氏名住所等以外の情報があると推測するのが普通であろう。

法人名が特定されない中で、みだりに法のおそれがあると判断するには無理がある。諮問庁は抽象的にでもどのような内容の記載があるからおそれがあるのか、説明すべきである。

(イ) 理由説明書によれば、諮問庁は10枚目の4文字目から19文字目までは今回の意向表明によっても開示しないとしている。該当情報は個人情報の可能性があるが、諮問庁は法人情報とする。個人情報であれば不開示理由を差し替えるべきである。個人情報・法人名住所以外の情報であれば、法の不開示情報該当性要件であるおそれは存在せず、開示しなければならない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求等について

本件開示請求は、処分庁に対して、「当該請求書提出日現在において、特定税務署で保有する行政文書ファイル管理簿（公文書管理法施行後）に記載のあるレコード識別番号『100913037』に該当する文書全て」の開示を求めるものである。

これに対し、処分庁は、平成23年8月3日付けで特定税務署に提出された異議申立書（以下「国税関係異議申立書」という。）及び関係書類

(本件対象文書)を特定し、平成27年12月7日付け特定記号第2379号により、その一部が法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイに該当するとして一部開示決定(原処分)を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書のうち、別紙2に掲げる部分について開示を求めていることから、以下、原処分で不開示とした部分の不開示情報妥当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

本件対象文書を見分したところ、別紙2に掲げる部分のうち、別紙3に掲げる部分には、不開示情報は認められず、開示することが妥当であることから、以下、その余の部分の不開示情報該当性について検討する。

(1) 法5条2号イ該当性

法5条2号イは、法人に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を不開示情報と規定している。

原処分で不開示とした部分(別紙3に掲げる部分を除く。以下、第3において同じ。)には、異議申立人(以下「国税関係異議申立人」という。)及び代理人に関する情報が記載されている。これらの情報は、法人に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、これを公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められることから、法5条2号イの不開示情報に該当すると認められる。

(2) 法5条6号柱書き該当性

法5条6号柱書きは、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報として規定している。

税務職員は、国家公務員法100条の守秘義務とともに、国税通則法126条により、国家公務員法より重い守秘義務が課せられている。

これは、申告納税制度の下で税務の執行を適正に行うためには、納税者等の信頼と協力を得ることが必要であり、もし、税務職員が職務上知り得た秘密を他に漏らすとすれば、納税者等と国税当局との信頼関係が損なわれ、納税者等は安んじて税務職員に対して自己の秘密を開示しなくなり、ひいては、適正かつ公平な課税及び徴収の実現が困難となって、申告納税制度を基本とする税務行政の運営に重大な支障を及ぼすことになりかねないからである。

原処分で不開示とした部分には、国税関係異議申立人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記載されている。これを公にする

ことは、申告納税制度を基本とする我が国において、国税当局に対する信頼を失墜させ、納税者等の理解と協力が得られない事態を招き、今後の税務行政の適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあることから、原処分で不開示とした部分は法5条6号柱書きの不開示情報に該当すると認められる。

3 結論

以上のことから、原処分において本件請求文書のうち不開示とした部分のうち、別紙3に掲げる部分については開示することが相当であるが、その余の部分は、法5条2号イ及び6号柱書きの不開示情報に該当すると認められるため、不開示としたことは妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ①平成28年4月28日 諮問の受理
- ②同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③同年5月18日 審議
- ④同年6月9日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤同月22日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥同月30日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

処分庁は、本件開示請求を受けて、別紙1に掲げる6文書を本件対象文書として特定した上で、その一部が法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイの不開示情報に該当するとして、不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分で不開示とされた部分のうち、別紙2に掲げる部分の開示を求めている（諮問庁から提出された理由説明書別紙1（本答申別紙2と同内容もの）の「No.」欄には、1から13までの数字が記載されているが、そのうち「3」の記載がなかったため、この点につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、「2」の次を誤って「4」と記載したとのことであり、審査請求書の写しを確認したところ、審査請求書において審査請求人が開示を求めている部分は、当該別紙1に漏れなく記載されていることが認められた。）ところ、諮問庁は、別紙3に掲げる部分を開示するとしているが、その余の部分については、法5条2号イ及び6号柱書きに該当するとして、なお不開示とすべきとしている。

そこで、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分（以下「本件不開示維持部分」という。）の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 諮問庁は、本件不開示維持部分には、国税関係異議申立人及び代理人に関する情報が記載されており、これらの情報は、法人に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、これを公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められることから、法5条2号イの不開示情報に該当する旨説明している。

(2) 本件対象文書の3枚目(文書1の3枚目)について

本件不開示維持部分のうち、本件対象文書の3枚目(文書1の3枚目)の不開示維持部分には、国税関係異議申立人の取引内容等の情報及び処分の取消し等を求める理由が具体的に記載されていることが認められる。

これらの記載は、国税関係異議申立人が特定されるおそれがあり、ひいては国税関係異議申立人の取引内容や税務状況等が明らかとなるおそれがあることから、これらを公にすると、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は法5条2号イに該当することから、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(3) 本件対象文書の10枚目(文書5の1枚目)について

本件不開示維持部分のうち、本件対象文書の10枚目(文書5の1枚目)の不開示維持部分には、国税関係異議申立人の代理人に関する情報が記載されており、これらの情報は法人に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、これを公にした場合、代理人が特定され、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、当該部分は法5条2号イに該当することから、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記の判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条2号イ及び6号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同条2号イに該当すると認められるので、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子

別紙 1 (本件対象文書)

- 文書 1 異議申立書 (処分用)
- 文書 2 委任状
- 文書 3 異議申立書の形式審理表
- 文書 4 異議審理表 (課税関係)
- 文書 5 異議申立事案処理経過表
- 文書 6 異議申立取下書

別紙 2（審査請求人が開示を求める部分）

番号	審査請求人が開示を求める部分	
1	1 枚目	「⑨原処分名等」欄の「6 その他」欄
2	2 枚目	「⑪異議申立ての理由」欄
3	2 枚目	「⑫添付書類等」欄
4	3 枚目	全て
5	4 枚目	処分名
6	5 枚目	「3 異議申立利益の審理」欄
7	6 枚目	「異議申立てに係る処分の概要」欄
8	7 枚目	「異議申立ての趣旨及び理由」欄，「担当者の検討事績」欄，「管理者の指示事項」欄の 3 行目ないし 4 行目及び「異議決定の概要」欄の 2 行目ないし 3 行目
9	8 枚目	「異議申立てに係る処分の概要」欄
10	9 枚目	「異議申立ての趣旨及び理由」欄，「担当者の検討事績」欄，「管理者の指示事項」欄の 3 行目ないし 4 行目及び「異議決定の概要」欄の 2 行目ないし 3 行目
11	10 枚目	「処理経過」欄の 4 行目及び 9 行目ないし 10 行目
12	11 枚目	処分名

(注)「枚目」については，本件対象文書の通しの頁を示す。

表中の文字数については，括弧及び句点も数えるが，空白は数えない。

別紙 3（諮問庁が開示すべきとする部分）

番号	諮問庁が開示すべきとする部分	
1	1 枚目	「⑨原処分名等」欄の「6 その他」欄
2	2 枚目	「⑪異議申立ての理由」欄
3	2 枚目	「⑫添付書類等」欄
4	3 枚目	1 行目及び 8 行目ないし 2 5 行目
5	4 枚目	処分名
6	5 枚目	「3 異議申立利益の審理」欄
7	6 枚目	「異議申立てに係る処分の概要」欄
8	7 枚目	「異議申立ての趣旨及び理由」欄，「担当者の検討事績」欄，「管理者の指示事項」欄の 3 行目ないし 4 行目及び「異議決定の概要」欄の 2 行目ないし 3 行目
9	8 枚目	「異議申立てに係る処分の概要」欄
1 0	9 枚目	「異議申立ての趣旨及び理由」欄，「担当者の検討事績」欄，「管理者の指示事項」欄の 3 行目ないし 4 行目及び「異議決定の概要」欄の 2 行目ないし 3 行目
1 1	1 0 枚目	「処理経過」欄の 4 行目 1 文字目ないし 3 文字目及び 2 0 文字目から 2 3 文字目並びに 9 行目ないし 1 0 行目
1 2	1 1 枚目	処分名

(注)「枚目」については、本件対象文書の通しの頁を示す。

表中の文字数については、括弧及び句点も数えるが、空白は数えない。